和光市建設工事（営繕工事）における「週休２日制工事」実施要領（全部改正）

（目的）

第１条 本要領は、和光市が発注する建設工事（上下水道部が発注する建設工事を含む）のうち、営繕工事（建築付帯設備工事を含む）における、「週休２日制工事」を実施するために必要となる事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）週休２日制工事

「週休２日制工事（現場閉所型）」及び「週休２日制工事（交替制）」の総称をいう。

（２） 週休２日制工事（現場閉所型）

対象期間において、現場閉所（現場休息）による週休２日に取り組む方式をいう。

１） 週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの７日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日・日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上の現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（2 日/7 日））を達成したと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。完全週休２日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

②月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8 日/28 日））以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所（現場休息）では 28.5%に満

たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に４週８休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

③通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28 日））以上を達成したと認められる状態をいう。

２）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。

３）現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとする。

４）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

５）現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

（３）週休２日制工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休２日に取り組む方式をいう。

１）週休２日

①完全週休２日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2 日/7 日））以上を達成したと認められる状態をいう。

②月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が、28.5%（8 日/28 日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、月単位の週休２日（４週８休以上）の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても、28.5%に満たない場合は、その月の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

③通期の週休２日

対象期間において、対象者の休日率が、28.5%（8 日/28 日）以上を達成したと認められる状態をいう。

２）対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が１週間未満の場合は除く。

３）休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

４）対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については工事着手日から工事完成日までの期間、下請企業について は施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。

（対象とする工事）

第３条　週休２日制工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、現場閉所型及び交替制のいずれも困難な工事は、例外的に週休２日工事の対象としないことも可能とする。

また、以下の工事は週休２日制工事としないことも可能とする。

〈対象外工事の例〉

・緊急を要する工事、例えば災害復旧工事（緊急随契を行うような工事)、応急工事等

・対象期間が１か月未満の工事

（多様な働き方の取扱い）

第４条　受注者が、１年単位の変形労働時間制（※）の活用等により、当該工事における週休２日の確保と同等の休日等を契約工期外を含めて設定し、契約工期内において所定の休日を確保した場合は、週休２日に類似する取組として、当該工事において週休２日工事を達成したものとみなす。

（監督員への報告）

第５条　受注者は週休２日工事に取り組み、その実施内容を監督員に報告する。

・施工計画書又は工程表に取り組み内容を記載する。

・工事完成時に様式１（「週休２日取組報告書」）により週休２日工事の実施状況を監督員へ報告する。

（対象工事である旨等の明示）

第６条　発注者は、工事の発注に当たっては、入札公告及び特記仕様書に別表１のどちらかを記載する。

（工事成績評定）

第７条　工事成績評定における加点は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第８条 各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附則

本要領は、令和８年４月１日から施行する。

本要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別紙１

（入札公告及び特記仕様書への「週休２日制工事」である旨の明示）

＜入札公告＞

２１ その他

（５）その他

本工事は、和光市建設工事（営繕工事）における「週休２日制工事」の実施対象工事である。

＜入札公告＞

21 その他

(5) 本工事は、「週休2日制工事」の対象外工事である。

＜特記仕様書＞

１ 週休２日制工事

（１）本工事は、和光市建設工事（営繕工事）における「週休２日制工事」の実施対象工事である。

実施にあたっては、和光市建設工事（営繕工事）における「週休２日制工事」実施要領によるものとする。実施要領は、和光市ホームページで確認のこと。

和光市ホームページ

https://www.city.wako.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1009439/1009627.html

＜特記仕様書＞

（週休2日制工事）

本工事は、「週休2日制工事」の対象外工事である。

（様式１）和光市建設工事（営繕工事における）「週休２日工事」における実施要領
第５条関係

週休２日工事 取組報告書

工 事 名	
工事場所	
工　期	
対象期間	
受 注 者	
取組内容	□ 週休2日工事の実施状況について、以下のとおり報告します。 □ 現場閉所型 □ 完全週休2日　（期間:　　～　　） □ 月単位週休2日（期間:　　～　　） □ 通期週休2日　（期間:　　～　　） □ 交替制 □ 完全週休2日　（期間:　　～　　） □ 月単位週休2日（期間:　　～　　） □ 通期週休2日　（期間:　　～　　） ※複数の方法で実施した場合は、方法ごとに実施した期間を記入して下さい。 --- □ 本工事における週休2日工事に類似する取組として、以下のとおり報告します。 （取組の概要: 例）1年単位の変形労働時間制により、○月～○月に週休3日を確保。） --- □ 本工事では、週休2日工事に取り組みましたが、下記理由により実施ができなかったため、報告します。 （理由:）